

ELSI大学サミット第2日（2025年3月16日）
一般講演10

AIへの対応をめぐる 中央大学の社会的責務

佐藤 信行

中央大学法科大学院教授

中央大学副学長（教育開発・社会連携等を担当）

1 はじめに

- ▶ 中央大学は、1885年に英吉利法律学校として開学し、現在8学部、9大学院研究科（2専門職大学院を含む）、9研究所、さらにELSIセンター、AIデータサイエンスセンター、研究開発機構等の研究を通じた社会連携の基盤等を有する総合大学となっている。
- ▶ AIについては、従来から各学部・研究所等で研究が行われてきたが、2020年にAIデータサイエンスセンター、2021年にELSIセンターを設立して、研究と社会実装への貢献体制を強化している。
- ▶ また、2023年には生成系AIの急速な発展に対応して、「中央大学における『生成系AI』についての基本的な考え方」及び「中央大学の教育課程における『生成系AI』利用上の留意事項」を決定・公表している。
- ▶ 報告者は、この2つの文書の起草を担当したことから、本日は、とりわけ前者の文書を起点として、AIへの対応をめぐる中央大学の社会的責任について、なぜ「ethical」と「legal」が求められるかに着目して検討したい。

2 中央大学における「生成系AI」についての基本的な考え方（2023年6月5日）

現在、いわゆる「生成系AI」の研究開発が急速に進展しており、様々なシステムが実際に利用できるようになりつつあります。データベースに代表される従来型のシステムが、高速なデータ照合によって、予め用意されている情報を提供するのに対して、これら生成系AIシステムは、インターネット上に存在する膨大なデータを「学習」して、「新たな表現」（あるいは「新たなものにみえる表現」）を出力し、提示するという特徴を有しています。

こうした生成系AIの技術は、現在の社会構造を根底から変化させる大きな可能性を有しています。これまでも、定型的あるいは反復継続的な業務を機械化・ロボット化することが行われてきましたが、生成系AIシステムに非定型的あるいは新規性のある業務をも担わせることによって、急激な人口減少下であっても、社会を持続的に発展させるということが、真剣に議論されています。また、人と生成系AIの協働によって、人が新しい気づきを得て、新たな価値を創出することも現実になりつつあります。

そこで中央大学は、高等研究教育機関として、次の諸点に留意しつつ、生成系AIの研究開発と社会実装を含む利用に取り組むことが、その社会的責任であると考えます。（強調佐藤）

2 中央大学における「生成系AI」についての基本的な考え方

第1に、生成系AIは、現実社会の一部であるインターネット上に存在する情報の学習を起点とする以上、当然に、現実社会の歪みの影響を受けるものであることを自覚する必要があります。たとえば、生成系AIシステムには、インターネット上の憎悪表現の影響を受けた出力をするリスクが存在する以上、その出力・提示内容を人が倫理的観点から判断しつつ利用することが必要です。

第2に、「学習」された情報をどのような出力・提示内容に結びつけるかというアルゴリズムへの関心を持ち続け、その可視化に努力することが必要です。たとえば、現実社会における憎悪表現等の反社会的言説を排除しきれない以上、生成系AIシステムをそれらの影響から自由とするために、アルゴリズムの側で対応することが考えられます。しかし、これは「反社会的」たることの内実を、「誰かが」「予め」定めることを含意し、特定の価値の不可視化による排除や、逆に特定の価値押しつけのリスクが生じることになります。そこで、生成系AIシステムの研究開発や社会実装には、どのような価値を肯定的又は否定的に取り扱うのか、という点に係る説明責任が伴うと考えるべきです。

2 中央大学における「生成系AI」についての基本的な考え方

第3に、私たちは、生成系AIを道具として利用することにより、人生や社会を豊かに発展させることを妨げられるべきではありませんが、それを担保するためには、出力・提示内容が生成系AIの産物であることを明示した上で利用することが必要です。たとえば、生成系AIシステムの利用者が、その出力・提示内容を自らの著作物として主張することは法的に問題があるのみならず、自らの人生や社会のあり方は自らが決定するという自律の観点からも大きな危険をはらんでいます。生成系AIシステムの判断が、「私」や「私たち」の判断として流通するならば、人格的自律に基づく個人の自由とそれに伴う責任という、私たちの社会の根幹を支える価値が危機に瀕することになります。

第4に、生成系AIシステムは、現在においては、まさに新規性の強い発展途上の技術であると共に、インターネット上に存在する情報を起点とするという構造上、永遠に「完成」しないシステムであることを認識して利用する必要があります。そこには、第1に述べたような歪みが含まれるだけでなく、多くの事実に関する誤りや、小さいけれども重要な事実の無視といったリスクが伴います。当然のことではありますが、ある生成系AIシステムの出力・提示内容について、常に確認をしつつ利用することが重要です。

2 中央大学における「生成系AI」についての基本的な考え方

第5に、生成系AIシステムを含むインターネット上に展開されるシステムは、国境を超える特性がありますが、これらの研究開発や社会実装に係る文化や法規制は、国や地域ごとに大きく異なっていることに留意が必要です。たとえば、知的財産権やプライバシー権との関係を踏まえて、多くの国や地域において異なる内容の規制が導入されつつあり、日本においては問題と考えられないことであっても、他の国や地域では強い非難の対象となることもあります。そこで、文化や法の差違・多様性について、私たち自身の理解を深めることが、極めて重要となります。

中央大学における研究教育、あるいは中央大学の社会貢献において、生成系AIが果たす役割は、今後、飛躍的に拡大することが考えられます。関係の皆さまには、上の点に留意され、それぞれの分野・領域での取り組みを進めていただくようお願いいたします。

3 第5のポイントについて ELSIの観点から考える

- ▶上の5つの課題について、本来であれば全て検討したいが、本日は時間の関係から、第5のポイントについて、ELSIの観点から検討する
- ▶この際、具体的な事例として、カナダEquustek社対 Google社の事件を取り上げる
- ▶なお、この事件の詳細については下記を参照
- ▶佐藤信行「裁判所によるインターネット情報の世界的規制の可能性－Google Inc. v. Equustek Solutions Inc. カナダ最高裁判所判決を契機として－」『憲法理論の再構築 植野妙実子先生古稀論文集』（2019年、敬文堂）135-154頁

3.1 伝統的な近代法システムの確認

- 近代的法システムを構成する前提には、次のようなものが含まれている
 - 国家主権原則
 - 近代法は、領土、国民及び主権からなる国家の存在を前提とする
 - 「市民社会と国家の二元性」 = 「私法と公法の二元性」
 - 近代法は、市民社会と国家の二元性を前提として、私的自治を原則とする私法と強行性を原則とする公法がを包摂する国家法として構築される
 - 法適用関係における「属地主義」と「属人主義」の併用
 - 主権主体である国家は、領土と国民の双方に対して法規律を行うことができる

3.2 近代法から現代法への展開

- 伝統的な近代法システムは、社会・国家の現代化に対応して変化 = 現代化している
 - 私法と公法の二元性の後退 → 社会法の登場
 - 「環境法」の登場
 - 「情報法」の登場
- その一つの要素として、ICT技術の高度化
 - インターネットの登場（1989年頃～）と普及（1995年頃～）
 - 国のIT戦略の活性化（2000年頃～）
 - 国境を越えるインターネットビジネスの活性化
 - Microsoft設立（1975）、Apple設立（1976）、Amazon設立（1993）、Google設立（1998）、Facebook設立（2004）

3.3 サイバー空間の登場による法変動の契機

- ▶ インターネット型サイバー空間の分散性
 - ▶ インターネットそのものについての法定立者と法執行者の不在
 - ▶ *de facto* standard
 - ▶ ローレンス・レッシング『CODE』
 - ▶ Creative Commons v. Creative Anarchism
- ▶ インターネット型サイバー空間の越境性
 - ▶ Great Firewall型の規制は全ての国で採用できるわけではない
- ▶ 契約ベースの私的サイバー空間の問題
 - ▶ 私的サイバー空間提供者と利用者の関係は私的契約
 - ▶ 当該私的サイバー空間が特定国家法に抵触しても実際の規律は難しい

3.4 近代的法システムとインターネットの衝突例 Google Inc. v. Equustek Solutions [2017]

- ▶カナダのネットワーク機器メーカー（ET社）が、海賊版販売業者（DL社）を訴えたが、DL社は国外逃亡の上、インターネット上で販売を継続
- ▶ET社は、Google検索からDL社のサイトを除くことを求めGoogle社を提訴
- ▶Google社は、カナダ国内からの検索についてはカナダの裁判所の判決に従うが、それ以外からの検索には従わないとの立場を採用
- ▶カナダ最高裁が、全世界を対象とする命令
 - ▶Google Inc. v. Equustek Solutions Inc. 2017 SCC 34 (CanLII), [2017] 1 S.C.R. 824
- ▶Google社は、合衆国内で当該カナダ最高裁判決に従う義務のないことを求める訴訟を提起し、勝訴
- ▶Google社は、この勝訴判決を根拠として、カナダで最高裁判決の取消しを求めたが敗訴

3.5 「問題解決」が引き起こす問題

➤問題の基本構造

- そもそもインターネットには、その全体を貫く世界法も管理組織も存在しないから、インターネット上の表現を争うためには、現状では、結局のところ、各国・法域の裁判所に頼らざるをえない
- 問題は、その判決の法域的射程である。伝統的な国際法の論理に従えば、各法域の裁判所が下した判決は、当該法域においてのみ強制可能であって、他法域でこれを強制するためには、当該国において外国判決の執行判決を得ることが必要である
 - 日本法では、このことは、民事訴訟法118条において規定

3.5 「問題解決」が引き起こす問題 (cont'd)

➤技術的特性に起因する問題

- 検索用インデックス（サーバ）の所在については、Google社以外にとっては全く不明であり、いつでも国外移転可能であり、さらにいえば、国境を越えた分散処理が行われている可能性もあるから、その物理的所在に着目して「国境を越える」という議論をすることは不毛
- 「インターネットは国境を越える」というのは、ただ単に、ネットワーク回線が繋がっているということの意味するのではなく、このような形で、「対象」（この場合はデータ）の所在場所を基準として、国内・国外を議論すること自体が困難であることを含意
- この意味で「全世界」でのインデックス削除を命じたことは、そもそも伝統的な意味における、外国判決の執行強制とは性質を異にする

3.5 「問題解決」が引き起こす問題 (cont'd)

➤技術的特性に起因する問題（続き）

- この全世界の意味は、世界中どの場所からgoogle検索を行っても、加害企業がリストされない検索結果を返すということであって、それがカナダ国外にあるインデックス（サーバ）への操作を意味するかどうかは、Google社の技術的設定にのみ依存している
- このときGoogle社が判決に従おうとすると、外国にあるサーバ上のインデックス操作が必要となるとしても、それを当該外国の主権や裁判権を侵害するものと理解すべきではない。この意味でGoogle社が、合衆国連邦地裁で行った主張や、そこでの勝訴判決を下に再度カナダで行った主張のうち、国際礼讓や主権侵害に係る部分は、不適切

3.5 「問題解決」が引き起こす問題 (cont'd)

- 文化・宗教・主権・裁判所の役割の衝突の問題
 - カナダという1国の裁判所が行った判断で、カナダ外で行われる検索結果の表示内容がコントロールされることの妥当性は、独立した問題
 - たとえば、性表現やプライバシー保護の許容性は、文化的あるいは宗教的差異が大きく、しばしば国境を越えた問題を引き起こす
 - 忘れられる権利のように、ある法域では制定法上の根拠があるが、他法域ではないという場合も同様な問題を引き起こす
 - とりわけ、ネット上のサービスとして提供されるAIについては、大きな課題がある
 - そして、この問題は伝統的な法システム・社会システムでは対応困難

4 まとめ

- ▶ 本日は、ごく一部の課題を検討したに留まるが、AIをめぐる問題は、その越境性から既存の主権国家法での対応自体に限界がある
- ▶ そこで、重要となるのが、2つの点である
 1. 「ethics」の視点
 - ▶ 主権国家法を超えた「ethics」によって、「グローバルな価値の共有」と「グローバルに共有できない価値の発見」を行うことが必要
 - ▶ グローバルに共有できない価値を前提とするAIの利用についての情報開示が求められる
 2. 「大学」の役割
 - ▶ 「ethics」の視点による研究や規制提案については、主権国家がこれを行うことが「次の問題」の原因となりうる
 - ▶ 国際的な大学・アカデミアのネットワークによる相互理解（共有できない価値の発見を含む）が極めて重要